

さ情審査答申第78号
平成23年11月18日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年2月1日付けで貴職から受けた、平成13年度から平成22年度訴訟事件等一覧（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成22年12月28日付け総総法第541号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）については、本件対象行政情報のうち、「さいたま市議会会議録」に添付された議案書によって公にされている情報は開示すべきである。その余の部分については妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を変更し、不開示情報の開示を求めるといったものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。

不開示情報は条例第7条第2号、第3号に該当せず違法である。

ア 各定例議会の議案のうち「裁判上の和解について」などにおいて、一部の裁判の事件番号及び原告名については公表されている。

イ さいたま地裁の総合案内や民事第4部事務室において、裁判日程表は自由に閲覧できるはずであり、同表には事件番号・原告名・被告名等が記載されているはずである。

埼玉県では開示実例が存在する。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件対象行政情報である「訴訟事件等一覧」は、事件名（事件番号・事件名称）、内容、原告又は被告名、訴訟開始（提訴年月日）、終了（判決年月日等）、所轄裁判所名、備考、（平成18年度分から）市の代理人・担当名で構成されている。このうち、事件名のうち事件番号、内容及び備考のうち特定の個人又は法人その他団体を識別することができる情報、原告又は被告名（相手方）を不開示としている。
- 2 不開示情報のうち個人の氏名及び事件番号その他当該個人を識別することができる情報についての不開示理由

条例第7条第2号アにおいて、「法令等の規定又は慣行により公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当する情報は、不開示とすべき個人情報には該当しないとされている。ただし、対象が関係者に限定されるもの、法令等で何人と規定されていても請求目的等により閲覧が制限されているもの等は、一般に公表されている情報とは言えず、この規定には該当しないことになる。

裁判所における訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法第91条第2項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の制限）及び同法第92条第1項（秘密保持のための閲覧等制限）により自由に閲覧できることの制限を設けている。また、訴訟記録の閲覧を希望する者は、事件番号により訴訟記録を特定することになっており、申請人資格、閲覧等の目的等、条例では求められない事項まで記載することとなっている。

したがって、裁判所に「さいたま市が当事者となっている訴訟」という閲覧の申請をしても、閲覧希望の事件が特定されないということで、閲覧ができない可能性もあると思われる。さらに、同法第91条第3項の規定により、訴訟記録の謄本等の交付を請求できるのは当事者及び利害関係人に限られている。そのため、裁判所で閲覧できる訴訟記録は、「公にされている情報」である条例第7条第2号アには該当しないと判断したものである。

次に、裁判上の和解についての議案は、地方自治法の規定に基づき本市が和解するについて、議会に議決を求めるために提出した議案である。和解に関する議案の内容については、地方自治法等に明文規定はないが、一般に事件の名称、和解の相手方の住所・氏名、和解の内容として合意した事項等を記載すると解されており、本市においても同様の事項を議

案の内容としている。そして当該事項は議案の可否について、議会が審議を行うためにいずれも重要な要素であると解されている。

一方、地方公共団体の議会の会議は地方自治法の規定により公開が原則となっており、一般に議案の内容について閲覧等に供されているところである。しかしながら、裁判上の和解に関する議案書は、議案の可否について議会が審議を行うために重要な要素を明記し、議会での審議を目的に作成されるものであり、もとより広く一般に公表することを目的として作成されるものではない。地方自治法に基づく議会の会議の公開原則により、その結果として議案の内容が知られていることをもって、直ちに本件対象行政情報が公にされている情報であるということとはできないと考える。

したがって、本件対象行政情報の訴訟に関する情報は公にされている情報にはあたらないため、原告又は被告の個人名及びその他当該個人を識別することができる情報については、条例第7条第2号に定める「特定の個人が識別できる情報（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報を含む。）」に該当し、不開示としたものである。

事件番号については、当該事件番号により公にされている情報ではない訴訟記録を閲覧することにより、個人情報に辿りつくことができ、それによって特定の個人が識別可能となるため、「他の情報（訴訟記録）と照合することにより特定の個人を識別することができる情報」に、該当することになり、条例第7条第2号の該当する不開示情報に当たると判断したものである。

3 不開示情報のうち法人その他の団体の名称部分及び事件番号その他当該法人その他の団体を識別することができる情報についての不開示理由

条例第7条第3号アでは、「公にすることにより、法人その他の団体又は事業を営む個人（法人等という。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、不開示としている。

まず、本件対象行政情報に記載されている法人等の情報が、公にされている情報には該当しないと判断したことは、2で述べたとおりである。

次に、法人等の情報を開示することが、当該法人等の権利、地位その他正当な利益を害するおそれがあるかだが、訴訟（刑事事件を除く。）とは原告及び被告の当事者同士が法律上の争いを解決するため裁判所の判断を求めるものであって、訴訟上における法人等の情報は、法人等が本来の事業活動を行ううえで広く一般に公表している情報には該当せず、むしろ当該訴訟事件等一覧表での断片的な情報から当該法人等に対して

誤った見方をされることも否定できない。

また、事件番号については、上述のとおり、公にした場合、裁判所の閲覧制度を利用することで、不開示情報が明らかになるものである。

したがって、法人その他の団体の名称、事件番号、当該法人その他の団体を識別することができる情報については、条例第7条第3号アに該当し、不開示としたものである。

- 4 異議申立人は、理由提示義務を懈怠した瑕疵があると主張しているが、本件決定通知書において、根拠条文を示したうえで不開示理由を適切に記載しているため、異議申立人の主張は認めることができない。
- 5 異議申立人は、埼玉県において開示実例が存在すると主張しているが、異議申立人が当該情報を入手した経緯、埼玉県が提供したものであった場合の氏名等を開示した理由等について、実施機関では関知しておらず、あくまで条例に基づき本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報である「平成13年度から平成22年度訴訟事件等一覧」は、実施機関において年度ごとに作成され、事件名（事件番号・事件名称）、内容、原告等の氏名（以下「原告等名」という。）事件の開始・終了年月日、係属裁判所、備考、市の代理人・担当名で構成されている一覧表である。

実施機関は本件処分において、本件対象行政情報のうち、事件番号、原告等名及び特定の個人又は法人等を識別することができる情報を不開示情報とした。

なお、本件処分において、本件請求内容のうち「裁判の判決文の概要について個々の裁判を簡潔に要約したもの」を、文書不存在により不開示としているが、異議申立人が口頭意見陳述時に「不存在は争っていない」と陳述していることから、これについての判断はしない。

2 裁判所における情報の取扱いについて

裁判所の訴訟記録の閲覧について、民事訴訟法第91条第1項では「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。一方で、同法同条第2項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の制限）及び同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）に例外規定が設けられていることから、裁判所における訴訟記録はすべて閲覧できるものとはいえない。

したがって、対象が関係者に限定されているものや一定の期間に限って

閲覧を認めているもの、また、何人と規定されていても請求目的等により閲覧が制限されているものは、「公にされている情報」とはいえないことから、裁判所における情報は、異議申立人の主張する「裁判日程表」も含めて「公にされている情報」と認めることができない。

3 裁判上の和解等の議案について

異議申立人の指摘する「各定例議会の議案」とは、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、実施機関が訴えの提起・和解・調停に関する事案を処理するため議会に上程した議案である。当該議案書には市議会が議案の可否について審議を行うために、事件の名称、相手方の住所・氏名、和解の内容等が記載されている。しかし、所管課である総務局総務部法制課の説明によると、当該議案書を一般に公表する際には、当該議案書に含まれる相手方の住所・氏名等、本件不開示情報に当たる要素を削除したうえで、ホームページ等に掲載しているとのことである。

一方、当該議案の提出を受けた市議会の会議は、地方自治法第115条第1項の規定により、公開が原則となっており、当該議案書の内容は個人情報等、本件不開示情報に当たる要素も含めて傍聴、閲覧することが可能である。さらに、定例会ごとに議会局により製本される「さいたま市議会会議録」(以下「会議録」という。)の巻末資料として、当該議会に提出された議案書が添付され、情報公開コーナー及び図書館に配架されていることが認められる。

このような状況を考えると、市議会における会議の公開の原則により一部の情報が入手できることをもって、当該訴訟事件等の情報の全部が「公にされている情報」と位置づけることは、基本的には制度の円滑な運用と情報の適正な利用という観点からして適当ではないと解されるものの、会議録に添付されている議案書の記載内容(以下「公表情報」という。)については、「公にされている情報」と言わざるを得ない。

したがって、本件対象行政情報のうち公表情報については、原告等が、個人である場合は条例第7条第2号アに該当し、法人等である場合は条例第7条第3号アに定める法人等の正当な利益を害するおそれが認められないことから、開示することが妥当である。

その余の部分については、「公にされている情報」には当たらないため、実施機関が不開示の理由とした条例第7条第2号及び第3号の該当性について、判断することになる。

4 条例第7条第2号の該当性について

個人に係る原告等名及びその他個人を識別することができる情報について

本件対象行政情報のうち個人に係る原告等名及びその他個人を識別することができる情報は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示情報とすることを定めた条例第7条第2号に該当することから、当該行政情報を不開示としたことは妥当である。

事件番号について

事件番号は、各裁判所において訴訟事件ごとに、受理した年号及び年数、事件種別ごとに付される記号及び番号によって構成される識別番号である。

民事訴訟法第91条第1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定し、当事者でない者についても記録の閲覧請求を認めている。裁判所の閲覧制度の実務についてはともかく、当事者でなくとも事件番号を利用することにより事件を特定したうえで、裁判所において一定の要件を満たせば、訴訟記録の閲覧はできるということであれば、その結果、当該事件に係る個人情報も明らかになる。

したがって、事件番号は条例第7条第2号に該当する不開示情報と認められる。

5 条例第7条第3号の該当性について

本号は、法人等の当該事業活動の自由あるいは公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り社会的に保障されなければならないという必要性から、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを不開示とすることを定めたものである。

まず、訴訟（刑事事件を除く。）は、当事者同士間における法律上の争いを解決するため裁判所の判断を求めるものであって、裁判所に提出される法人等の情報は、法人等が本来の事業活動を行ううえで広く一般に公にする情報とは認められず、また、訴訟事件の内容によっては当該法人の名誉、社会的評価が損なわれる可能性もある。このようなことから、法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」も認められるのである。

したがって、本件対象行政情報のうち原告等の当事者が法人等である場合においても、個人の場合と同様に事件番号、法人等名称及び特定の法人等を識別することができる情報を不開示としたことは妥当といえる。

6 理由付記義務の懈怠の有無について

条例第12条第1項は、「実施機関は、前条前項の規定により開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。」と定めている。「理由を示さなければならない」とは、単に根拠規定を示すだけではならず、開示請求者が開示理由を明確に認識し得るものであることが必要で、不開示情報の内容が明らかにならない程度において、どのような種類の情報が記録されているか示すことが求められる。

実施機関は、本件対象行政情報に係る不開示理由として、根拠規定を示したうえで、例えば「特定の個人を識別できる個人に関する情報であるため」といった説明を記載していることから、理由付記義務の懈怠があったとは認められない。

7 異議申立人のその余の主張については、当審査会の権限外であるため、判断しない。

8 よって、本件異議申立てについて、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 2月 1日	諮問の受理
	同 年 2月17日	審議
	同 年 3月 1日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 6月16日	異議申立人からの意見聴取及び審議
	同 年 6月17日	異議申立人から意見書を受理
	同 年 7月28日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 9月22日	審議
	同 年 10月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)